

議案第59号

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別記の  
とおり制定する。

令和元年 6月 6日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正を踏まえ、事業活動に伴う一般廃棄物の処分  
手数料及び産業廃棄物の処分費用等を改定するため、本案を提案するものである。



所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成7年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「420円」を「440円」に、「262円」を「270円」に、「210円」を「220円」に、「850円」を「890円」に、「525円」を「550円」に、「240円」を「250円」に改める。

別表第3中「240円」を「250円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。